アメリカ属領法人優遇税制と製薬産業

中 村 雅 秀

目 次

- 第1節 合衆国多国籍企業と属領法人
 - 【1.多国籍企業とプエルト・リコ】
 - 【2.プエルト・リコの産業開発】
 - 【3.931条,936条と属領法人】
- 第2節 属領法人と優遇税制の内実
 - 【1.属領法人税額控除の実態と製薬産業】
 - 【2.租税優遇措置と雇用】
- 第3節 無体資産の移転と租税裁判G.D.サール社ケース
 - 【1.351条と無体資産の移転】
 - 【2.プエルト・リコの製薬企業】
 - 【3.プエルト・リコにおけるG.D.サール】

はじめに

あまり知られていないことだが,アメリカ合衆国は幾つかの属領(possessions)を有している。プエルト・リコ・コモンウエルス(Puerto Rico Commonwealth),USバージン諸島(U.S. Virgin Islands),グアム(Guam),アメリカン・サモア(American Samoa),北マリアナ諸島コモンウエルス(Commonwealth of Northern Marina Islands)がそれであり,その国際法的位置の異同とは別に,現実には税法上「外国扱いの内国」いとして,また企業の国際的経営戦略にとってきわめて重要な役割を果たしてきている。そのもっとも典型的な例がカリブ海に浮かぶプエルト・リコである。

プエルト・リコの工業開発にとってかかる「外国扱いの内国」は企業誘致のための投資誘因

としてそのもっとも重要なキー・タームであった。世界経済論的立場からは,こうした属領の経済開発は旧来の植民地開発とは区別される内国辺境地開発すなわち「内国植民地」としての位置を占めるものであり,とりわけ「大陸国家」の生成過程では新産業開発のジャンピング・ボードとしての役割を果たしてきた。合衆国にあっては,自動車産業と北部開発,電気産業と南部サンベルト開発,IT産業とシリコン・バレー開発はこうした典型であり,EU統合と東ヨーロッパの再開発,中国の高度成長と中西部開発などもこうした「大陸国家」特有の特徴を備えている。その意味でも,四国の半分ほどのカリブ海の小島である,人口380万人(1997年現在)のプエルト・リコが有する特殊な役割を明示することが重要となる。

合衆国内国歳入法(Internal Revenue Code, IRC)は、その属領法人規定において属領で活動する企業に対し各種の税制上の優遇措置を与えており、こうした優遇税制に支えられた製造業とりわけ薬品企業のプエルト・リコへの進出はしばしば新聞報道でも取り上げられ²⁾、そのタックス・ベネフィットの実態に対して属領法人優遇措置とプエルト・リコの産業開発の関連や有効性、優遇措置そのものの廃止を巡って激しい議論を呼んできた。

本稿は、こうしたいわば長期にわたって一種の「経済特区」を構成するプエルト・リコの実態とこれを支える税制上の特質を分析し、無体資産の企業内移転が問題とされたG.D.サール社の租税裁判ケースを取り上げ、分析・検討することを課題としている3%。

第1節 合衆国多国籍企業と属領法人

【1.多国籍企業とプエルト・リコ】 多国籍企業の国際的戦略は多岐に及び,財務戦略とりわけ税務戦略からするその主要な論点はすでにこれまで論じてきたところである。<表-1>は,こうした多国籍企業にとって海外子会社の果たす役割を,所得・税務統計から子会社数とその産業別構成,外国税額控除の産業別構成,および属領税額控除と企業形態別利用の産業別構成における化学,とくに薬品産業の位置をみている4。本稿ではあくまで,海外直接投資や外国貿易からする通常の多国籍企業統計では扱われない属領とりわけプエルト・リコの果たす役割を明らかにすることが目的であり,したがってそうした限定のもとでこの表は作られている。したがって,項目ごとの数値の直接比較から何かを論ずることはできない。また,ひとつの企業が複数の産業にわたって活動する等のため所得統計では企業数ではなく申告書数を基礎にこうした動向が分析される。しかし,相対比較の中から属領法人の有する意味の大いさを推し量ることができ、本来多国籍企業の海外事業活動に含められるべき属領法人の役割のほどを見ることができる。以下 <表-1>に拠りながらその特徴を見ておこう。

1995年に500万ドル以上の資産規模を有する合衆国法人は7,500社の多数株所有海外子会社法人(CFC, Controlled Foreign Corporations, 商務省統計におけるMOFAと同義)を有し70(70)

表 - 1 多国籍企業とCFC, サブパートF, 税額控除 化学産業 1995/96年

単位:件数,100万ドル

	全産業	製 造 業	化 学	うち薬品
CFC所得申告数 1)	890	482	136	27
総 所 得	1,611,298.3	892,889.5	88,044.8	50,947.7
属領法人所得申告数	440	333	74	49
総 所 得	40,402.7	35,432.6	17,780.1	16,008.6
サブパートF所得(CFC)¹ン	22,944.0	6,512.8	2,227.8	1,386.1
外国税額控除(CFC) ²⁾	30,416.0	29,191.2	5,277.5	2,623.7
属領税額控除	3,082.2	2,938.8	1,752.8	1,630.8

- 1)数値は資産規模500万ドル以上の大規模US親会社の7500社CFCに関するもの。
- 2)数値は申告数6100件(Form1118),うち製造業1742件,化学222件(うち薬品34件)に関するもの。
- 3) CFC に関する数値は1996年。

出所) Millar, Randy, U.S. Possessions, 1995, SOI Bulletin, Summer 1999, Nutter, Salah E., Controlled Foreign Corporations, 1996, SOI Bulletin, Spring 2001. Ward, Nick, Corporate Foreign Tax Credit 1996; An Industry and Geographic Focus, SOI Bulletin, Summer 2000.

ていたが,その所得申告件数は890件,製造業がその54.2パーセント,482件を占めた。本稿の課題であるプエルト・リコとの比較のために化学とりわけ薬品産業の比率のみを見ておくと,産業全体に占めるその比率はそれぞれ15.3パーセント,3.0パーセントであった。ちなみに同年度に,国外源泉所得を有しており二重課税のリスクを負う合衆国法人が外国税額控除を請求した総件数は6,100件に上る。この6,100件の申告法人の国内を含む全世界所得に占めるCFC 7,500社の総所得ならびに総資産に占める割合は,それぞれ34.3パーセント,54.5パーセントに上った。

つぎに属領法人の申告件数を見ると,世界5地域の属領総件数が440件であるが,その61.1 パーセント,269件,製造業の80.8パーセント,うち化学の74.3パーセント,薬品産業にいたっては40件,81.6パーセントがプエルト・リコによるものであった。こうした数値は,プエルト・リコがかつての繊維や雑貨,皮革製品分野のいわゆる「国際下請生産基地」としてではなく,合衆国の化学とりわけ製薬企業の製造拠点になっていることを如実に表している。ここで重要なことは,全産業あるいは製造業の平均的なCFC総所得の属領法人総所得に対する比率と明確に異なって,薬品産業にあっては属領法人申告数がCFC申告数を上回り,世界総所得に対する属領法人総所得の割合も格段に高いことである。

通常,多国籍企業によるタックス・ヘイヴンの利用の指標となるサブパートF所得についても見ておこう。サブパートF所得統計は,通常本国に償還されない限り課税対象とはならない配当,利子,ロイヤルティなどの受動的所得に対する課税措置すなわちタックス・ヘイヴン税制の指標となるもので,外国であるアイルランドや属領であるプエルト・リコがいわば「製造業タックス・ヘイヴン」であるのに対し,カリブ海の諸島嶼・地域・国を中心とする,いわば

「金融タックス・ヘイヴン」の役割を明らかにするものである5%。サブパートF所得に占める割合では229.4億ドルのうち126.0億ドルがヨーロッパ,19.6億ドルはカリブ海を中心とする「その他西半球」によるもので,表にはないが金融・保険・不動産業が51.7パーセントを占めて際立つものの,近年の無体資産の果たす役割とタックス・ヘイヴンを利用したその活用が国際的にも重要になってきた動向を反映して,製造業もその28.4パーセント,65.1億ドルを記録した。

企業の国際的展開すなわち多国籍企業化によって本国課税ベースの縮小すなわち「グローバライゼーション下の租税(国家)の空洞化」を意味する指標とされる合衆国法人の世界所得に対する外国税額控除額はこの年度,304.2億ドルの巨額に及んだ。いうまでもなく産業構成比においては製造業が中心をなし,その96.0パーセントを占めた。

大規模企業申告件数890件がカバーする全世界7,500社の海外子会社にもまして,6,100件の控除請求件数がカバーする外国税額控除額と比較するとき,その計算方法などの違いから正確に直接比較することはできないとはいうものの,わずか269件の申告がカバーする30.8億ドル強の属領税額控除の規模は絶大である。とりわけ化学産業が全体に占める割合は56.9パーセント,薬品産業が単独で52.9パーセントを占める。その際,属領控除は通常の外国税額を基礎とした控除 支払い税額控除であれ見なし支払税額控除であれ とは異なり,連邦所得税の「国内」措置による控除である点に留意されたい。いわばプエルト・リコは「薬品産業内国タックス・ヘブンTax Heaven(脱税天国)」といっても過言ではなく,後に見るように賃金など支払報酬を基礎とした控除である点は属領控除が一種の「見なし外国税額控除」 合衆国は原則として認めてきていない に類似した役割を果たすものと言うことができる。輸出促進税制といい。属領法人優遇税制といい、いずれも国際競争力を問題とする「例外に例外」を積み重ねる点に合衆国対外税制の主要な特徴のひとつを見ることもできる。その実態は後に見る。

【2.プエルト・リコの産業開発】 キューバの東に位置するカリブ海の島国プエルト・リコは, 1898年の米西戦争でフィリピンなどとともにスペイン領から合衆国植民地に編入され, 1940年代までは砂糖のプランテーション経営によってたつ典型的な「カリブ海型プランテーション経済」にあった。

しかしその後,合衆国属領としての位置とその特典を生かすべくプエルト・リコ政府自身による工業化政策と,これを支える合衆国租税政策が相まって急速な工業化を果たすことになる。しかし当初その中心は,あくまで労働集約的な繊維製品の加工や雑貨生産が中心であった。この点については,「国際的下請け生産」やそれを利用することのできる多国籍企業に関する合衆国の付加価値関税貿易といわれる優遇関税措置に関する統計,あるいは少数株所有でカリブ海や中米に関連会社(5パーセント所有企業,related parties)を展開する関連企業統計の分析の中ですでに指摘したように,こうした工業需要の多くが,低賃金を利用した米系多国籍企業による労働集約的な加工・組立工程のハイチ,エルサルバドル,ドミニカ,コスタリカなど

カリブ海や中米の一部諸国への「国際下請け生産」によっており,これを筆者は「家内工業的 国際下請け生産」と称し,特徴づけた⁷)。プエルト・リコも同様の過程を歩んできた。

しかし近年にいたってプエルト・リコは、リゾート開発に伴うサービス産業とともに、製造業なかでも化学とりわけ薬品産業や電気・電子産業の合衆国企業にとって特別の意味を有することになった。それは何よりも伝統的な低賃金労働力の豊富な存在を前提として、プエルト・リコ政府、合衆国連邦政府の双方から租税上の多くの恩典が与えられたことによるものである。ちなみに、今日のプエルト・リコのGDPは652.1億ドル、うち工業が45パーセント、サービス業が54パーセントを占めるに至っている(2003年)。カリブ海諸国の中では特段の経済成長を記録し、2006年までに数十億ドルをつぎ込む予定の「Port of the Americas」と称される大規模輸出加工区の整備もあって建設業の成長率14パーセント(1997年)を筆頭に順調な経済成長を記録する中で、租税優遇措置と関わる製造業労働者の時間賃金は7.85ドル(1995年)で合衆国内より大幅に低い。化学、電器、アパレルを中心とする輸出の90.3パーセント、同じく化学、機械設備、繊維品を中心とする輸入の55パーセントがアメリカ向けで、こうした産業の下請生産によるその発展の姿が如実に表れている8%。

< 表 - 2 > は , 連邦政府およびプエルト・リコ政府双方による産業振興とこれに関わる租税 優遇措置の歴史的展開過程の概要を示している。

【3.931条,936条と**属領法人**】 1954年内国歳入法931条は属領法人(possession corporation)と属領源泉所得を次のように規定している。

「第931条 合衆国属領源泉所得

- (a) 一般原則:合衆国市民もしくは内国法人の場合,その総所得はパラグラフ(1)及び(2)の条件が満たされる場合には単純に合衆国源泉総所得である。
 - (1)3年間規定:かかる市民もしくは内国法人の総所得の80パーセント以上 本条による優遇措置を計算に入れずに が最終課税年度に先立つ直近3年間 もしくは適用される最終課税年度の直近期間のうちのかかる3年間分 にわたって,合衆国属領源泉によるものであること。
 - (2)取引もしくは事業規定: (A)かかる法人の場合,かかる期間もしくは該当期間部分の50パーセント以上の総所得 本条による優遇措置を計算に入れずに が合衆国属領における取引もしくは事業の能動的遂行によるものである場合。」

すなわち属領法人とは,合衆国50州の州法によって法人化された内国法人で,その総所得の, 80パーセント以上が3年間に渡って属領源泉で, 50パーセント以上が属領での能動的取引または事業(active trade or business)によるものである場合,IRSの認可によってその適格属領所得に関して属領税額控除が得られるという,租税優遇措置である。通常の外国税

表 - 2 属領法人優遇税制の展開過程 1921~96年

	合衆国	プエルト・リコ
1921年	税制改正:内国歳入法262条,属領法人優遇税	
	制の導入=属領源泉所得の連邦所得税免	
	税.(80% / 50% 規定の導入)	
1948年		工業免税措置法:「ブーツストラップ計
		画」=属領法人免税制度導入。
1954年	IRC931条に継承 = 80%以上が属領源泉,50%	
	以上が属領能動所得の場合に所得控除。	
		工業促進法:10年間の追加的免税制度導入
1963年		工業促進法改訂:免税期間の25年への延長。
1976年	税制改正 = 936条の導入 , : 免税措置の廃止 ,	
	完全所有子会社の特別外国税額控除制度(適格	
	所得無制限控除),親会社受取配当非課税制度	
	の導入	
1982年	税制改正:受動的所得のUS株主課税導入 企	
	業:属領法人とUS株主へのコスト・シェアリ	
	ングor 利益分割,能動所得65%規定	
1986年	税制改正:CS or PS に加えて移転価格法導	
	入,能動所得75%規定	
	936条融資のカリブ海諸国への拡大適用	
1987年		優遇税制法:製造業,輸出について95%免税
		(条件により15~25年)
1993年	財政法(OBRA),IRC936条:能動的所得と受動	
	的所得の区別導入 = 後者のみ無制限控除,前	
	者の比率規制,経済活動規制の選択制導入。	
1995年	財政均衡法:936条の段階的廃止	
1996年	小規模雇用保護法:プエルト・リコ,USバー	
	ジン諸島の受動的所得特別控除制度廃止,936	
	条廃止に伴う移行措置30条(A):10年間の祖父	
2004 ==	条項(2005年迄)	
2001年	IRC956条修正案:属領法人のCFCへの移行と	
	移行措置	

出所) Millar, Randy, ibid., 他より筆者作成。

額控除には従わず,いわば「国内である属領源泉所得を国外源泉所得として税法上扱う」ことによる租税優遇措置であった。それが優遇措置となる根拠は後に述べる。

931条の前身は,1921年歳入法262条であり,上記80パーセント,50パーセント規定の導入によって属領法人租税優遇措置が開始された。262条の目的は,一定水準の事業活動が維持されることを条件に,合衆国企業及び個人が属領で得た所得に対する連邦所得税を免除することによって,属領での投資及び事業活動を促進することにあった。その条文は1954年歳入法931条に引継がれた。

931条の制定の直接の目的は税制の相違,すなわち国外源泉所得を課税対象としないイギリス,フランスとの国際競争力の問題にあり,とりわけ21年法への導入の動機は当時属領であったフィリピンにおけるそれだった。

「以前,属領で活動するアメリカ企業は連邦法人所得税と属領政府によって課せられる税の双74(74)

方による二重課税に服さなければならなかった。議会は、本国に償還するか否かに関わらず国外で稼得した利益に課税しないイギリス及びフランスに比較して、この税負担がアメリカの事業を競争上不利な立場に置くことに気づいた。結局議会は、合衆国属領における競争上の不利益を排除し、アメリカの事業活動を促進するために931条とその前身を導入した」のである⁹。

ところが、企業にとってはこうした租税優遇措置は「国内における外国」を「利益の留保場所」とするのに格好であった。ドル危機の国際的進展にともない、すでに多国籍企業の海外進出一般を優遇する税制に懐疑的になっていた議会は¹⁰⁾、1976年税制改正に向けて、国際競争力の確保・維持という当初の目的と課税ベースの拡大もしくは利益の生産的活用という課題に直面して、次のように論じた。

「合衆国属領とくにプエルト・リコ・コモンウェルスで行われる投資の刺激策との関連で931条によって規定された特別免税は、合衆国企業のプエルト・リコ及び属領への能動的取引及び事業への投資の誘引として活用されてきた。これらの投資政策の下では、10年から15年ほど属領ではほとんどもしくはまったく税が払われず、親会社に配当が行われない限り合衆国にはまったく税は払われなかった。

現行の合衆国税は、収益が償還されなければ課せられないから、これらの事業から長年にわたって蓄積された所得額は多額に上る。蓄積された所得はしばしば、事業が行われた属領内で利益を生むために投資される額をはるかに超えた。結局、企業は一般に直接か、属領の銀行もしくは他の金融機関を通じてか、この所得を他の属領もしくは外国に投資する。こうした方法で属領法人は、属領での事業から得た収益に対する課税を回避するだけでなく、外国で得た事業に対する再投資から得た所得に対する合衆国課税をも回避する。

問題を検討して当委員会は,属領への投資が隣国への投資にたいし競争力を維持するのに役割を果たしていると信じられている重要な役割の故に,属領投資インセンティブと合衆国税法の間の現行の関係を混乱させるのは不適切である,と結論する。合衆国政府は属領に,最低賃金制や,合衆国と属領との間の財の輸送には合衆国籍船を使用させるなど様々な要件を課してきたが,それがプエルト・リコで活動する事業の創設にとって労賃,輸送費及びその他のコストを相当程度上昇させた。だから,合衆国課税によって相殺されない現地の著しい税インセンティブなしには,属領は合衆国企業による投資を引きつけるのはきわめて困難になるだろう・・・」110。

いわば「規制税制」と「優遇税制」の両立を求めるこうした要請は,1976年法(*Tax Reform Act of 1976*)における改正で936条を導入し,従来の免税措置を改め,適格属領所得についての特別外国税額控除制度への変更として結実した。この改革は属領における雇用の促進を眼目として行われたもので,従来,外国源泉所得の全額を免税対象としたのに対し,属領での能動的所得と「適格属領源泉投資所得 qualified possessions source investment income」のみを対象とすることとした。

1982年法(Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982)ならびに86年法(Tax Reform Act of 1986)における改革では,無体資産と受動的所得に対する取扱いの厳格化を求め,属領法人の受動的所得について合衆国株主への課税を導入し,これが通常,無体資産の所有者である親会社とその属領法人との間のR&Dコスト・シェアリングもしくは利益分割を促進させる要因となっていった 12 。

さらに1993年包括財政調整法(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993)は,属領外国税額控除制度の厳密化をはかり,それまでの収益を基礎とした控除算定から雇用効果を重視,産業育成を図る目的から支払い報酬(支払賃金とフリンジ・ベネフィット)を基礎として算定する方式に変更した上で, 94年度以後,能動的所得(active income)と受動的所得(passive income)を区別し,能動的所得の控除限度額の計算に際して比率規制(percent limitation)か経済活動規制(economic activity limit)かのいずれかの選択制とし 95年度については無制限控除 ,受動的所得については全額控除を認めることとした。また, 労務費と減価償却費の比率を基礎とする経済活動規制を導入し,労務費を適格賃金と被雇用者フリンジ・ベネフィット(福利費用)の60パーセントを上限として控除額を計算することとした¹³)。

比率規制では旧規則による控除の比率で見た能動所得の属領控除の計算が適用されるため,概して対労務費および対減価償却費利益率の高い企業は比率規制を選択する傾向にあった¹⁴。 経済活動規制による限度額は,原則として労務費(適格賃金とフリンジ・ベネフィットの60パーセント)と減価償却費の比率¹⁵によって算定される。

1995年,経済活動規制を選択した企業は申告数全体の74.8パーセントを占めたが,控除請求企業の23.5パーセントに過ぎない比率規制選択企業が控除額の69.7パーセント,課税所得の77.1パーセントを占めた。それは83件の請求数のうち36件を占める製薬産業が控除請求総額21.5億ドルの実に71.4パーセントを占めたからである(<表-3>参照)。

経済活動規制選択企業の属領税額控除請求額は9.3億ドルで旧規則による算定10.1億ドルか

表 - 3 属領外国税額控除 1995年 控除方法別

単位:件数,百万ドル

	総計		控除方法	
	#® ⊟I	経済活動規制	比率規制	不 明1)
請求件数	353	264,	83	6
総 資 産	52,428.2	15,687.1	30,171.4	6,569.8
総受取所得	38,440.7	15,008.5	22,130.3	1,301.9
所 得 税	13,001.4	2,974.0	10,020.9	6.5
属領税額控除	3,082.2	931.8	2,148.2	2.2
控除後US所得税	1,462.8	107.5	1,355.2	0.1

注1)納税者が方法を特定しなかったか,すべて適格投資所得の場合(能動的活動所得のみ控除制限)。 出所) *Ibid.*, pp.172-3. らわずか8パーセントの減少であったのに対し,比率規制を選択した企業のそれは32.2億ドルから21.5億ドルへと39パーセントもの減額を見せた。93年の法改正が,度重なる製薬企業に関する租税裁判などを経て,製薬産業に対する属領控除の厳密化を計った結果であった。

他方,プエルト・リコ政府は産業開発を,こうした属領法人優遇措置をともなうアメリカ企業の誘致と表裏一体となって推し進めてきた。

プエルト・リコは1948年に,民間企業による経済発展を促進するための計画に乗り出した。一般に「ブーツストラップ計画 Operation Bootstrap」として知られる1948年工業免税措置法 (Industrial Tax Exemption Act of 1948) は,合衆国属領法人に免税措置を与えた。それは,該当期間のプエルト・リコ法人所得税の全額免除に加えて,属領法人登録税はまた地方税,資産税,間接税及びライセンス手数料の免税を与えるものだった。原則としてこれらの免税措置は,1947年以前にはプエルト・リコでは商業的規模で生産されなかった製品を製造する法人の利用に限定された。

1948年法は1954年に発効し,新規事業に対するさらに10年間の免税措置が規定された(1954年工業促進法, Industrial Incentive Act of 1954)。1963年に,いっそうの工業促進を求める投資家の圧力によって,免税措置が10年から25年に拡大された(1963年工業促進法, Industrial Incentive Act of 1963)。1978年にはプエルト・リコの全額免税プログラムは,部分免税プログラムに変更された(1978年工業促進法, Industrial Incentive Act of 1978)が,合衆国属領法人はこうしていわば,本国とプエルト・リコの双方から二重の各種の税制上の優遇措置を与えられ,プエルト・リコを一大産業拠点としていったのである。

こうした連邦とプエルト・リコ政府の双方による一連の産業開発施策の急展開の背景には, 貧富の差が激しく,キューバ危機以後政情不安が続くカリブ海地域に対する連邦政府の開発政 策=「カリブ開発プログラム Caribbean Development Program」があった。その意味で税額 控除と投資優遇税制はその表裏をなすもので,92年に936条の投資優遇控除がカリブ海諸国 (CBI, Caribbean Basin Initiative)に拡大適用され,プエルト・リコに対する優遇税制がカ リブ海最大のハブ港の建設(Port of Americas),輸出加工区の建設(カリブ・ビジネス・パー ク構想)と平行して進められている点によく表れている16。

第2節 属領法人と優遇税制の内実

【1. **属領法人税額控除の実態と製薬産業**】 すでに見たように、とりわけ製薬産業をはじめとする合衆国企業の対プエルト・リコ展開には目を見張るものがあり、その「展開軸」とでも言うべき直接のインセンティブが税制にあったことはつとに明らかである。そこで、次にそうした属領法人の実態をまずその所得・経費構造から考察しておこう。ここでは、IRSの公表す

1995年 産業別 属領法人の所得構造 表 - 4

									単位:件数,100万ドル	100万ドル
					製造業					
	全産業		×# 44	名	暈	機械	電気·電子	日 日 日 十 半 半	卸売·小売	その街
		<u>π</u>	良朴· 既朴	盂	出業	(除電気)	設備	滚滚·站 点		
申告件数	440	333	24	74	49	12	20	40	35	72
総所得	40,402.7	35,432.6	4,201.1	17,780.1	16,008.6	1,533.6	3,808.7	4,365.4	2,039.1	2931
営業受取所得	37,908.3	33,600.7	3,646.5	16,841.2	15,159.8	1,504.9	3,709.3	4,216.4	1,943.8	2363.8
利子	1,383.4	1,064.6	133.2	591.7	508.7	26.1	81.0	194.8	0.7	318.1
型	220.5	188.1		159.0	157.7		0.2	24.7		32.4
総経費控除	27,219.0	22,656.5	2,639.2	9,646.6	8,444.2	1,284.2	2,892.3	3,034.0	1,958.6	2603.9
販売財原価	15,989.5	13,913.7	1,750.1	3,708.2	2,851.4	1,129.7	2,184.7	2,359.5	1,353.6	722.2
重金	1,036.9	317.9	84.5	9.88	73.0	31.0	35.9	31.3	211.7	507.3
支払税	422.6	338.6	35.2	215.7	205.8	9.7	14.0	34.1	45.7	38.3
支払利子	262.8	72.2	19.0	28.5	26.3	•	2.9	6.9	33.2	157.4
減価償却	383.8	115.8	18.9	31.9	25.5	3.4	21.0	7.5	24.8	243.2
総資産 - 総経費控除	13,183.8	12,776.2	1,562.0	8,133.5	7,564.4	249.4	916.4	1,331.5	80.5	327.1
純 所 得	13,144.8	12,737.2	1,562.0	8,114.8	7,546.8	249.4	916.2	1,314.7	80.5	327.1
純 所 得	13,221.3	12,779.9	1,563.0	8,117.6	7,549.5	253.1	924.9	1,315.2	87.4	354
純 損 失	-76.5	-42.8	9.0-	-2.7	-2.7	-3.7	-8.7	-0.5	-6.9	-26.8
課税対象所得	13,003.3	12,574.6	1,562.6	7,943.7	7,376.9	253.1	923.3	1,290.5	86.9	341.8
税額控除前 US 所得税総額	4,553.4	4,401.3	547.0	2,781.6	2,583.3	88.5	323.0	452.2	30.2	121.9
通常所得税	4,550.4	4,396.5	547.0	2,780.0	2,581.8	88.5	323.0	451.4	30.2	123.7
属領税額控除	3,082.2	2,938.8	345.2	1,752.8	1,630.8	9.77	256.3	331.3	28.0	115.4
外国税額控除	9.0	0.5	•	•	•	•	•	-	-	0.1
その他控除	4.7	4.7	İ	3.6	3.6	•	•	1.1	•	0.0
控除後US所得税	1,465.9	1,457.4	201.8	1,025.1	948.8	10.9	2.99	119.9	2.1	6.4
US税減額	2,253.0	2,139.5	243.8	1,259.5	1,183.4	53.2	196.0	254.8	23.1	90.4
株主配当	8,512.1	7,815.6	924.0	4,986.4	4,142.6	451.6	433.5	484.7	9.8	682.9

注1)州・政府債を除く。 注2)見なし配当を除く。 注3)主要項目と主要産業のみ表示している。原表はすべての財務項目を全産業に渡って表示している。 出所)Randy Miller, U.S. Possessions Corporations, 1995, SOI Bulletin, Summer 1999, table2 より作成。

る最新の数値である1995年の属領法人税額控除統計(申告書Form5712),合衆国法人所得統計(Form 1120),失業者税申告統計(Form 940)に拠りながら分析を試みるい。 <表 - 4 > は全属領法人に関する所得構造を示し, <表 - 5 > はプエルト・リコの経済構造に占める製造業ならびに薬品産業の位置を表している。

前述の法制度的経過を経て,1995年の合衆国属領法人数(ここでは申告数)は440件であるが,属領税額控除請求件数は1983年のおよそ560件から,1993年には395件,1995年には353件へと逓減してきた。こうした控除請求属領法人数の減少に法的規制の強化とりわけ93年改革によるその厳格化が影響していることは明らかで,93年から95年にかけては11パーセントの減少が記録されている。

他方,93年との比較で見た場合,95年度の課税所得はおよそ132億ドルから130億ドルへと 微減にとどまるとともに,税額控除後の所得税額はおよそ317万ドルから15億ドルへと激増を 示し,課税所得がわずかしか減少していないのに控除請求額はおよそ46億ドルから31億ドル に減少した。これは15億ドルの税収増が確保されたことを意味している。議会が望んだ優遇 措置の厳密化と課税ベースの拡大が両立したことを表わしている。

	事業体	被雇用	者関連	製造付加価値	出荷額
		被雇用者数	支払給与		
	(数)	(1000人)	(100万ドル)	(100万ドル)	(100万ドル)
製造業計	2,092	163.6	3,318.9	36,426.6	46,876.0
(1992年)	2,258	158.2	2,706.5	22,736.7	31,325.8
化学及び同製品	186	37.9	1,149.5	21,392.8	25,418.3
(1992年)	190	31.2	861.3	11,014.9	13,253.4
うち薬品	92	30.6	991.5	19,656.2	23,220.3
(1992年)	89	24.9	734.1	9,978.4	11,924.0
<企業形態別(製造業)>					
法人企業計	1,529	160.4	3,279.4	36,018.7	46,394.3
内国法人(プエルト・リコ)	782	51.9	865.5	5,269.8	7,382.0
うち化学及び同製品	61	5.2	141.8	2,025.5	2,338.1
936条法人	232	66.8	1,610.1	26,229.0	32,242.6
うち化学及び同製品	77	28.1	861.0	18,020.0	21,178.0
30A法人	19	7.3	173.7	1,236.2	1,607.4
うち化学及び同製品	4	-	D	D	D
その他外国法人 (936,30A以外)	58	5.0	99.2	821.2	1,208.1
うち化学及び同製品	7	-	D	D	D

表 - 5 プエルト・リコにおける薬品産業の位置 1997年

注1) Dは非公開。IRC30A法人は賃金ベースで租税優遇措置が得られる法人。

注2)製品出荷額:契約手数料,再販売,その他を含む。企業形態別数値は製品出荷と契約手数料のみ。

注3) 企業形態別分類で法人企業以外は個人経営。また,形態別合計と法人計との差額は非報告企業による。 出所) U.S. Department of Commerce, *Puerto Rico; 1997 Economic Census of Outlying Areas, Manufacturing*, March, 2000, より作成。

産業別に表によりながら、全体の特徴を見ておこう。全体の動向はあくまで製造業が中心で、売上高(営業受取所得)の88.6パーセント、課税対象所得の96.7パーセント、属領税額控除の95.3パーセント、租税ベネフィット(US税減額)の95.0パーセントをそれぞれ占める。なかでも、薬品、機械及び器具、食料及び飲料、電気及び電子設備の4分野で売上高の70.5パーセン、課税対象所得の85.8パーセント、属領税額控除額の83.2パーセント、租税ベネフィットの83.4パーセントを占め、突出した位置を占めた。

結局,各種の控除後の合衆国税の減額は23.5億ドルに及び,通常所得税(35パーセント)に対する租税ベネフィットの比率は,実に製造業全体で49.5パーセントに達した¹⁸)。

しかしこうした動向のなかでも製造業申告件数の14.7パーセント,全属領法人の売上高の40.0パーセントを占める薬品産業は格段の位置を占める。それは単独で課税対象所得の56.7パーセント,属領税額控除額の52.5パーセント,合衆国税減額の52.5パーセントをいわば「独占」したのである。

こうして1997年には商務省統計によれば、92年比で化学産業の出荷額が92パーセントの驚異的成長率を記録する中で、プエルト・リコの薬品産業の92の事業体は、製造業全体の雇用労働者の18.7パーセント、製造付加価値の54.0パーセント、出荷額の49.5パーセントを占めるに至った。97年の全体的特長は次の点にある。(1)事業体数が減少した中で雇用者数、支払賃金、付加価値及び出荷額のいずれも増加したこと、とくに、付加価値は製造業全体で60.2パーセント、化学では94.2パーセントにほぼ倍増、中でも薬品は97.0パーセントの激増を示した。出荷額におけるこれらの数値はそれぞれ49.6パーセント、91.8パーセント、94.7パーセントであった。その結果、(2)製造業の事業体、被雇用者数、支払賃金、製造付加価値、出荷額に占める化学ならびに薬品の割合は化学がそれぞれ8.9パーセント、23.2パーセント、34.6パーセント、58.7パーセント、54.2パーセント、薬品がそれぞれ4.4パーセント、18.7パーセント、29.9パーセント、54.0パーセント、49.5パーセントであった(<表-5>)。また、出荷額のうち製造業計325.5億ドル、69.4パーセント、化学21.4億ドル、84.2パーセント いずれも製品出荷と契約手数料のみ、再販売分を除くと比率は高くなる はUS向けであった。当然のことながらその中心は936条法人すなわち属領法人であり、賃金ベースで租税上の優遇措置が享受できる30条A法人とともにその圧倒的部分を占めた19。

【2.租税優遇措置と雇用】 こうした中で, <表-4>の数値に見る属領税額控除請求申告件数353件の99%すなわち336件はプエルト・リコでの活動によるもので実質的に属領法人優遇税制はプエルト・リコに限られている。なかでも薬品産業が他を圧倒しており,そのよって立つ経済的根拠は次節に見るが,すべてではないにせよ,明確にプエルト・リコは「製薬企業向け『内国』タックス・ヘイヴン」なのである。

	申告書数値			調整数值					
	(1)申告	(2)雇用	(3)支払	(4)申告	(5)雇用	(6)総支払	(7)	(8)タックス・	(9)ベネフィット
	件 数	労働者	報酬	件 数	労働者	報酬	(6)/(5)	ベネフィット	率 (8)/(7)
	(件数)	総数(人)	(100万ドル)	(件数)	総数(人)	(100万ドル)	(ドル/人)	(ドル/人)	(%)
全製造業	269	100,982	2,392.2	315	113,444	2,703.9	23,835	18,736	78.6
食料・飲料	19	12,740	252.8	21	13,058	259.2	19,846	17,802	89.7
化学・関連製品	55	21,939	864.6	70	23,352	918.4	39,330	53,929	137.1
薬品	40	20,064	790.6	47	21,113	831.9	39,404	56,040	142.2
機械(除電気)	10	5,647	120.5	12	5,664	120.9	21,342	9,399	44.0
電気・電子設備	40	15,789	343.3	49	19,531	421.3	21,572	10,036	46.5
ラジオ ,TV 通信機器	22	8,085	169.4	29	11,789	246.6	20,919	9,761	46.7
電子部品	6	5,372	122.2	6	5,372	122.2	22,749	11,054	48.6
その他	12	2,332	51.7	14	2,370	52.5	22,154	9,095	41.1
機械・器具	34	9,418	254.3	40	15,508	410.5	26,468	16,434	62.1
科学機器	7	1,260	45.1	9	1,268	45.4	35,842	58,946	164.5
その他	27	8,158	209.1	31	14,240	365.0	25,635	12,648	49.3

表 - 6 プエルト・リコ属領法人の雇用と租税ベネフィット 製造業 1995年

< 表 - 6 > は , プエルト・リコにおける雇用と租税優遇措置の産業別実態を表している。属領特別控除の算定が支払賃金やフリンジ・ベネフィット , 減価償却に基づいて行われるからである。

この表から読取ることのできる特長はまず,調整値で製造業属領法人申告件数の14.9パーセントを占める薬品産業が雇用労働者の18.6パーセント,総支払賃金の30.8パーセントを占めている事実である。同時に上記4分野は,それぞれその61.0パーセント,71.1パーセントを占めた。また,1人当たり支払賃金にあっても,これらの分野は突出しており,製薬産業のそれは5万6,040ドルで全産業平均2万3,835ドルと比較しても,機械・器具産業とともに特段の数値を示している。ちなみに1993年の工業雇用労働者数が26万人,属領法人雇用労働者数が10万人であったのに対し,薬品産業の属領法人雇用労働者数は2万3,000人で,そのそれぞれおよそ8.8パーセント,23.0パーセントを占めた20。

こうした特長にも増して重要なのは、それを基礎にした租税優遇措置(タックス・ベネフィット)の実態である。表中、(8)欄は労働者1人当たりの税優遇措置額を、(9)欄はその1人当たり支払賃金に対する比率を示している。何よりも際立っているのはここでも薬品産業は1人当たりベネフィット5万6,040ドル、機械・器具産業では5万8,946ドルと他を圧倒していることであり、この2部門のみが突出して、タックス・ベネフィットの対支払報酬比率がそれぞれ142.2パーセント、164.5パーセントと支払報酬を大きく上回るベネフィットを獲得して

注1)複数産業にわたる企業があるため必要な調整が行われている。

注2)主要産業のみ表示している。したがって各産業の合計は全産業の数値にはならない。

出所) Randy Miller, op.cit., table3.

いることである。全体に占める比率からすればプエルト・リコは明らかにここでも「製薬産業 タックス・ヘイヴン」なのである。

第3節 無体資産の移転と租税裁判G.D.サール社ケース

【1.351条と無体資産の移転】 属領法人特別税額控除制度とプエルト・リコ政府による各種 免税措置は、対プエルト・リコ進出合衆国企業に「オランダ・サンドイッチ」ならぬいわば「プエルト・リコ・サンドイッチ」とでもいうべき税制上の恩典を与えてきた。しかし、こうし た恩典だけでは、「製薬産業タックス・ヘイヴン」を説明することはできない。そこにはもう ひとつの重要な経済的、法制度的要因があった。

製薬産業は、もっとも典型的な「研究・開発型」産業であると同時に、高度に集約された化学的知識や生産設備を要するものの、自動車産業や電機産業と異なり、巨大な製造装置、とりわけ物理的に巨大な生産ラインを必要とするわけではない中規模の装置産業といってよい。

カリブ海の小島プエルト・リコには多くの多国籍製薬企業が製造拠点を置いている。そのひとつであるG.D.サール社(G.D. Searle & Co., デラウエア州法人)は,1959年,事業の拡大にともなう新工場建設と節税を直接の動機としてプエルト・リコでの製造活動のための子会社SCO社(Searle & Co., デラウエア州法人)を設立した。その際,主力製品の特許の子会社への全面的移転を行ったことを巡り,合衆国内国歳入庁は1974年,75年度の同社の連結所得の482条による大幅な更正処分 税優遇措置を享受できない親会社への所得の再配賦 を行った。それはSCO社の所得の92パーセントを親会社に再配賦し,それぞれ2,916万ドル,2,869万ドル追加的税負担を求めるという大規模なものだった。

この処分を巡る租税裁判では²¹⁾,技術移転の否認,配賦の不当性についてはG.D.サール社の基本的勝訴となったが,その裁判記録は,プエルト・リコにおける技術移転と研究・開発活動が問題となったこともあって,製薬産業の実態をもっとも典型的に明らかにしている。

裁判で問題となったのは、482条移転価格行政との関連で支配法人への資産の移転の損益の 否認を定めた351条の適用の如何と、IRSによる配賦が「恣意的で(arbitrary)、気紛れで (capricious)、不合理な(unreasonable)」裁量権の濫用に当たるか否かであった。判決はこれを認めた。

親会社G.D.サール社は,1969年のSCO社の設立と同時に,その全株式と交換に特許やFDA (連邦食品医薬品局,Food and Drug Administration)の認可によって保護されたその主力製品に関する無体資産をSCO社に全面的に移転した。内国歳入法351条は,支配法人に対する資産の移転による損益の否認を規定している。

「351条 支配法人に対する移転

(a) 一般原則 ひとりもしくは複数の人物がある法人の株式もしくは債券と交換に,かつ法人を支配した直後に当該法人 368条(c)に規定する に資産を移転した場合,収益もしくは損失は認識されない。」

351条の起源は,1921年歳入法(Revenue Act of 1921)である。それ以前には,株式と交換に行われる法人への資産の移転は課税対象であった。351条の基本は,移転者に支配された法人への資産の移転は単なる所有権の変更であり,後に資産が売却もしくは引き上げられるまで損益は認識されずむしろ繰延べられるというものである。

すなわちSCO社は内国法人であり、各種の税優遇措置に恵まれたプエルト・リコでの製造活

動には単に属領法人特別税額控除や現地税の免除などの優遇措置だけでなく,この規定による法制度が無体資産の移転に関して親会社は損益を認識しなくてもよいという,とりわけ研究・開発やその成果に依存する度合いの高い製薬産業にとっては格好の機会を提供しているのである。
【2.プエルト・リコの製薬企業】 合衆国会計検査院(GAO)は,プエルト・リコで製造活動を行う製薬企業26社の1980年から90年にかけての11年間の節税額を101億ドル,その節税対象所得総額は247億ドルと見積もっていた。合衆国議会予算局は,1993年から97年にかけてのプエルト・リコにおける936条のよる租税ベネフィット総額すなわち連邦税収のロスを当初150億ドル,後に220億ドルと見積もっていた。プエルト・リコにおける総所得の63パーセントを雇用の17パーセントを占めるに過ぎない製造業が占め,一方で年々180億ドルに上る連邦財政のプエルト・リコへの支出と相まって,議論を呼び起こすに十分な数値であった220。

GAOは1993年税制改正に先立って92年に、米国で著名な製薬企業21社のうちプエルト・リコで製造活動を行っている17社の財務諸表から、節税の実態を浮き彫りにした報告書「Pharmaceutical Industry: Tax Benefits of Operating in Puerto Rico」²³⁾を提出した。 <表 - 7 > と <表 - 8 > は、それぞれタックス・ベネフィットと雇用者数に占める薬品産業の位置と、17社の雇用者1人当たりの節税額、1人当たり支払報酬に対するその比率を表わしている。

製薬産業は1987年には936条ベネフィット受益雇用者総数10万916人の17.8パーセント,1万8,000人を雇用し,ベネフィット総額230億ドルの56.5パーセント,130億ドルを占めた。そうした中で製薬産業は,雇用者1人当たリベネフィット7万788ドル,ベネフィットの対支払報酬1ドル当たり比率が267パーセント,1人当たりに換算すると2.67ドルを記録し,電器・電子産業の各々1万6,450ドル,98パーセント,0.98ドルはむろん,その他産業のそれらを驚異的なほど超過した。

1989年の26社の節税額では1企業が1億ドル,他の1企業が9.87億ドル,9企業が5億ドルを超え,表に示される17社の1人当たり節税額では2企業が10万ドルを超え,7企業が5

表 - 7 薬品産業の税ベネフィット 1981 ~ 87年

単位:100万ドル,%

		1981	1983	1985	1987
税ベネフィット総額	名目ドル	1,430	1,496	2,150	2,311
	調整ドル(90年基準)	2,046	1,938	2,572	2,609
産業別構成比(%)	薬品	49	49	45	56
	電気及び電子設備	25	24	19	16
	その他	26	27	36	28
被雇用者総数		72,543	75,642	97,726	100,916
産業別構成比(%)	薬品	15	15	15	18
	電気及び電子設備	25	29	26	23
	その他	60	56	59	59

出所) GAO, Pharmaceutical Industry; Tax Benefits of Operating in Puerto Rico, May 1992, GAO/GGD-92-72BR, p.12.

表 - 8 製楽17社の即祝 1989年							
	被雇用者数	節税額/雇用1人(ドル)	対報酬節税比率(%)				
Pfizer	500	156,400	636				
Merck	953	110,493	450				
American Home Products	1,000	80,600	328				
Kodak (Sterling)	350	77,143	314				
Bristol-Myers Squibb	1,440	74,097	302				
Upjohn	775	58,452	238				
Eli Lilly	950	57,368	234				
SmithKline Beecham	991	56,206	229				
Johnson & Johnson	2,900	50,690	207				
Schering-Plough	1,200	48,417	197				
Monsanto (Searle)	500	40,600	165				
Abbot	2,200	33,636	137				
Rhone-Poulenc Rorer	295	27,797	113				
Warner-Lambert	1,524	25,984	106				
American Cyanamid	1,121	23,372	95				
Baxter	5,912	10,521	43				
Syntex	333	0	0				

表 - 8 製薬17社の節税 1989年

出所) Ibid., p.18.

万ドル以上,10万ドル未満であった。税ベネフィットの対支払報酬1ドル当たりの比率ではファイザーの636パーセントを筆頭に5企業が300パーセントを超えている。

こうした実態は,一方で漸減しつつあったとはいえ依然高失業率を示すプエルト・リコの経済実態と産業開発とりわけ雇用の創出と,他方でタックス・インセンティブによる製造業の誘致が特定産業の優遇措置になっている現実の矛盾を白日の下に晒すものであり,やがて属領法人規定そのものの再検討へと道を開いていった。

注)賃金は1990年3月の製薬産業における時間当たり賃金,フリンジ・ベネフィットは賃金の26%を基礎に計算している。

プエルト・リコにおける個別企業の展開過程をもっとも典型的に明らかにしたひとつが, G.D.サールのプエルト・リコ製造子会社(内国法人)への技術移転を巡る租税裁判であった。このケースでは, 内国歳入庁(IRS)は,子会社の設立には租税回避以外には本来的に事業目的がなく,無体資産の所有者はG.D.サール社であるとして,租税回避を防ぐために482条による配賦を行ったが,租税裁判所はこれを裁量権の濫用として退けた。

【3.プエルト・リコにおけるG.D.サール】 裁判の経過を追うことがここでの目的ではない。 むしろ裁判を通じて明らかになったプエルト・リコにおける製薬産業の実態をG.D. サール社と その子会社SCO社を例に明らかにしておこう。

イリノイ州スコーキー(Skokie)に本拠を置くG.D.サール社がSCO社を設立した直接の動機は,順調に成長し続けた同社の医薬品とその化学成分の製造,研究開発にとってその設備が手狭となり,拡張の必要からであった。同社は,1969年1月,その事業の拡張と税制上の優遇措置を得られるプエルト・リコで事業を行う恩典を確保するため,SCO社を設立した。設立と同時に同社は,その全株式と交換に主力製品に関わる特許,製造技術などの無体資産をSCO社に移転し,これに関わる6つの協定を締結した。SCO社はこれら無体資産の法的所有者となった IRS はこれを否認したが裁判では認められた。また,1970年9月,両社はマーケティング協定を締結し,以後G.D.サール社はSCO社に代わって同社の製品の販売及び販売管理,同社への法務対策を含む経営管理サービス,研究・開発活動の補助サービスなどを行うこととした。マーケティング・サービス手数料はSCO社の純販売高の25パーセントと定められた。

換言すれば、SCO社はその製造と研究・開発を担当し、親会社G.D.サール社は主力となる製造部門をSCO社に移転し、販売、経営管理、研究・開発部門に特化することになったわけである。当初はSCO社の製品は親会社によって全面的に販売されたが、後にはそのほとんどがSCO社によって直接非関連の顧客に販売された。

同社グループの事業は順調に伸び続け、わずか15年の間にその世界連結売上高はおよそ20倍にまで拡大したが、事業の世界的拡大にともなって漸減するものの、SCO社に移転した主力7製品だけでその20~35パーセントを占めた(<表 - 9 >)。その結果、1975年には、G.D.サール社とその子会社、関連会社は世界21か国に薬品製造工場を有し、世界の90カ国以上で活動し、およそ1万9,400人を雇用するまでになった。1960年から1975年までのその世界連結売上高 関連企業内販売を除く と合衆国における医薬品の売上高は表のとおりだった。

SCO社に移転した7製品がいかにG.D.サール社の主力製品であったかは, <表 - 10 > に見るこれら商品の市場シェアから歴然としている。

医薬品製造産業にとって研究・開発活動は決定的に重要な戦略課題である。製薬産業にあっては研究・開発支出の増大と新処方薬の導入には明確な相関関係があり、裁判で問題となった1974,75年当時、アメリカ医薬品製造業協会(Pharmaceutical Manufacturers Association)

表 - 9 GDサールの連結世界売上高1960-1975年

単位:1000ドル

			+14.	1000170
	連結売上高	主力7製品 売上高3)	同比率	US医薬品 売 上 高
1960	36,907	n.a.	n.a.	30,633
1961	44,778	n.a.	n.a.	36,494
1962	56,626	n.a.	n.a.	46,048
1963	71,417	n.a.	n.a.	59,036
1964	86,526	n.a.	n.a.	70,116
1965	88,970	n.a.	n.a.	70,721
1966	113,465	n.a.	n.a.	73,243
1967	132,707	n.a.	n.a.	81,700
1968	147,724	51,791	35.1	80,809
1969	163,936	59,435	36.3	85,779 13
1970	201,459	63,689	31.6	79,918 13
1971	226,891	77,239	34.0	48,520 2
1972	271,878	64,546	23.7	30,240 2
1973	471,681	102,868	21.8	31,698 2
1974	621,310	113,405	18.3	38,234 2
1975	711,800	136,704	19.2	46,734 2

注1)1969年と70年の一部にはSCO社は関連会社への販売目的でその医薬品のすべてをG.D.サール社に販売した。

注2)この数値にはSCO社から購入した製品のG.D.サール社による再販売を含む。

注3)次表の6製品に後に移転されたセレナース (精神安定剤)を加えている。したがって70年以前の 数値にはセレナースは含まれていない。

出所) *G.D.Searl & Co. V. Commissioner*, U.S. Tax Court, Docket No. 12836-79, Field February 4, 1987, より作成。

のメンバー企業は薬品売上高のそれぞれ11.7 パーセントと11.6パーセントを研究・開発に 投資した。G.D.サール社は,もうひとつの 研究・開発拠点であるイギリス・サール社な どを含めて両年にその世界薬品売上高のそれ ぞれ13.1パーセントと11.8パーセント,合衆 国での医薬品売上高のそれぞれ63パーセント,54パーセント相当額を研究・開発に投資 した。

研究・開発の成果を法的に保護する特許の取得とFDAによる医薬品認可は医薬品の製造・販売産業のもっとも重要な戦略的課題である。同社グループは、新薬製造のための化学素材ひとつを市場に出すためにほぼ1万件に及ぶ新薬品素材の研究を行い、1969年から75年にかけての開発からFDA認可の申請に至る平均的なタイム・スパンは8年だった。

特許の価値は市場からの競争者の排除に ある。合衆国特許法は,新素材特許の発行 以後17年間,特許所有者にプエルト・リコ

表 - 10 主力商品の市場シェア 1968-75年

単位:%

	アルダクトンと アルダクタジン		フラーギル	ロモティール	オブレン	デムレン
1968	9.3	38.6	41.7	43.0	18.5	0.0
1969	11.0	39.0	39.8	47.2	19.9	0.0
1970	11.9	38.9	37.3	49.9	18.2	2.4
1971	13.8	36.9	36.1	52.3	15.4	5.6
1972	16.0	36.4	37.7	51.3	14.1	5.7
1973	19.7	34.3	37.5	50.9	13.1	5.5
1974	21.7	34.0	48.0	51.4	14.3	5.9
1975	22.0	32.4	42.7	55.4	12.8	6.1

注)各商品は以下のとおり。アルダクトン,アルダクタジン:化学活性剤の1種,バンチン,プロ·バンチン:合成鎮痙剤,フラーギル:トリコモナス処方薬,ロモティール:下痢処方薬,オブレン,デムレン:経口避妊薬。 出所)*Ibid*. を含む合衆国での発明品を製造し,所有し,使用しもしくは販売する排他的権利を認めている。合衆国市場においては, <研究・開発 特許の取得 FDAの認可 > は製薬産業にとって決定的に重要な一連の過程である。

< 表 - 11 > は , G.D.サール社とその連結子会社の研究・開発投資の規模とその変化を表している。ここでもまた , 同社が60年代後半期を境にして , その急速な成長をこうした研究・開発活動が支えていった様子がよく伺える。

G.D.サール社はSCO社に代わって, 1963年プエルト・リコ産業振興法(*Puerto Rico Industrial Incentive Act of 1963*)の

を含む合衆国での発明品を製造し,所有し, 表 - 11 G.D.サール社の研究・開発支出 1953 ~ 75年 使用しましては販売する世界的な初め 単位: 1,000ドル

1,565
1,803
2,069
1,812
2,505
3,095
3,406
4,309
4,120
3,487
4,302
4,855
5,078
5,571
7,862
5,534

8,316
9,150
11,881
13,104
15,911
11,672
17,403
18,476
18,627
24,203
27,672
21276.2

出所) Ibid.

規定に基づいてプエルト・リコ政府に当初7種類製品製造に関する免税措置 後に5種類追加を申請し,1969年11月10年間の免税措置が認可された。その後免税措置は改定を重ね,化学品製造に関しても 1971年2月,5種類の製品関する免税措置を申請 後に1種類追加 ,同じく1971年12月10年間の免税措置が認可された。

他方,1975年末時点で,SCO社は総額ほぼ2億6,000万ドルの投資債権を有していた。それは1,000万ドルのカナダ企業債,1,500万ドルのカナダ政府債,1億500万ドルを超えるユーロ・ドル預金,1,000万ドルを超えるスイス企業債,及び870万ドルのプエルト・リコ証券などの長期投資と,1,000万ドルのバハマ銀行預金,2,800万ドルのカナダ銀行預金,及び550万ドルのイギリス証券などの短期証券投資を有していた。議会が言うように,二重の意味で課税を逃れるだけでなく,さらには利益がプエルト・リコに滞留するか第3国への投資に回されて,本国への生産的投資に回らないとされる実態がここに示されている。

<表 - 12 > は、こうした一連のプエルト・リコにおけるSCO社の活動に対して同政府が免税所得とした申請額を表している。実にこの間、医薬品製造に関わる所得2億6,470.4万ドル、化学成分の製造に関わる所得1,511万ドルがプエルト・リコ税の免税対象となったのである。当時は、すでに触れた93年法改正以前であり、IRSがそのSCO社の所得のほとんどすべてを課税対象所得として親会社G.D.サール社に再配賦した当該年度各5,374万ドル、6,364万ドルのに対して、裁判所はこれを否定、マーケティング、経営管理サービス手数料等の再算定に基づきはるかに小額の所得調整 各2,869万ドル、3,451万ドル しか認めなかったことが何より

表 - 12 SCO 社のプエルト・リコ免税所得申告 1969 ~ 75年

単位:ドル

		T 12 . 1 //
	医薬品製造	化学品製造
69年度	8,710,315	0
70年度	24,543,858	0
71年度	40,133,014	2,159,033
72年度	47,586,413	3,222,495
73年度	52,717,604	2,510,226
74年度 8/1~12/31)	26,513,478	1,610,324
75年(1月~)	64,500,266	5,608,016
合 計	264,704,948	15,110,094

注)74,75年度を除き他は8/1~7/31の会計年度。 出所) *Ibid*.

も雄弁に物語っているように,国外源泉所得としての属領特別税額控除とプエルト・リコ税の免税という租税レジームこそが企業成長を支えた最大の要因のひとつであったといっても過言ではない。

かつて同様に研究・開発産業であるソフト・コンタクト・レンズの製造メーカーであるボシュ・ロム社が同じく「製造業タックス・ヘイヴン」であるアイルランドを製造拠点に,特許とライセンシング,サブ・ライセンシングの世界大での網の目を形成

し,その飛躍を果たしていったのとは異なり²⁴⁾, G.D.サール社は,連邦租税法とプエルト・リコ租税政策の両面から莫大なタックス・ベネフィットを確保しながら,国際競争場裏をわがものとしていったのである。

通常、「タックス・ヘイヴン」という言葉は人々に、カリブ海を中心とした「金融タックス・ヘイヴン」を思い起こさせる。それが、特定地域に対する国内措置である場合には人はこれを「タックス・ヘイヴン」とは呼ばない。しかし、税制上の優遇措置を軸に国民経済における特定の経済政策、産業政策を展開するのは決して稀なことではなく、国内的租税優遇措置を伴った特定の産業政策が対外経済関係に有意な役割を果たすとき、それは他の租税管轄権にとって「タックス・ヘイヴン」としての意味をもつ。内国歳入法936条の段階的廃止 といってもプエルト・リコにおける製造活動に対する優遇税制がなくなるわけでない と属領法人の支配外国法人(CFC)への転換は、いわゆるインバージョン取引に対するタックス・ヘイブンの新しい役割とともに議論の俎上に上らせている25)。

国内法が国際的に拡延されたとき生ずる諸矛盾に対して国際法がこれを規制していることは様々な事例から理解できる。合衆国の輸出優遇税制が問題になった折にも、さまざまな国際間の所得税ルールの相違にもかかわらず、OECDは「補助金」に相当するか否かという国際的ハーモナイゼーションを基準にこれに対処した。アジアの工業化を牽引したひとつの重要な要因が、外資に対する広範な優遇税制とりわけ輸出所得に対する免税措置をともなった輸出加工区の役割にあったことはつとに知られている。筆者はこうしたアジアの工業化を「輸出加工区」から「輸出加工経済」への展開と称した。しかし、これを「タックス・ヘイヴン」に分類する

論者は少なく、「企業誘致政策」とのみ捉えることが多い。その意味では、製造業一般に対する国家的優遇政策を展開するアイルランドは経済的意味においてはまごうかたなく「製造業タックス・ヘイヴン」である。

プエルト・リコはアメリカ合衆国「属領」(自治領)である。国際的競争場裏にあっては,こうした国内法と国際法の間隙がもつ意味が大きい。「属領」という租税法上の間隙は,国際的には国内措置として「補助金問題」の対象とはならない。合衆国属領法人規定の目的は,これを租税法上の「外国」とすることによってこうした「間隙」を産業の育成と国際競争力の確保の梃子とすることにあった。

本稿で考察した連邦租税法すなわち内国歳入法とプエルト・リコ政府による二重の優遇政策がプエルト・リコにおける合衆国薬品企業の展開に特段の意味をもつにいたった法制度的経済的実態を考察する中で,こうした「属領」のもつ特殊な意義が明らかになった。「内には外,外には内」の論理の使い分けは,常に「内国植民地」(国内未開地)の開発を新産業開発・社会発展のスプリング・ボードとしてきた大陸国家アメリカならでは論理の延長でもある。

参考文献

- 中村雅秀『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社,1995年。
- 同上『アジアの新工業化と日本』青木書店,1997年。
- 同上『開発と世界経済』ミネルヴァ書房,2000年。
- 同上『移転価格ケース・スタディ:ボシュ・ロム社ケース』立命館大学ビジネススクール,2003年 (部内資料)。
- 同上『移転価格ケース・スタディ: イーライ・リリー社ケース』立命館大学ビジネススクール, 2004年(部内資料)。
- 同上「多国籍企業の企業内技術取引とR&D税制」, 拙他編『グルーバル戦略の新世紀パラダイム』晃 洋書房, 2005年, 所収。
- 同上「アメリカの輸出促進税制とFSC(外国貿易法人), ETI(域外所得)控除制度」『立命館経営学』 43巻5号,所収,2005年。
- Bernal, Richard L., and Stephen E. La, er, *Caribbean Basin Economic Development and The Section 936 Tax* Credir, The North-South AGENDA PAPERS, No.22, University of Miami, December, 1996.
- Grubert, Harry and Joel Slemrod, The Effect of Taxes on Investment and Income Shifting to Puerto Rico, *The Review of Economics and Statistics*, Vol.80, No.3, Aug. 1998.
- Hunter, Lawrence A., Why not Incorporate Puerto Rico into the U.S. Tax Code?, *Tax Notes*, May 17, 2004.
- Do, Incorporate Puerto Rico into the Tax Code? Asked and Answered, *Tax Notes*, October 4, 2004.

- Miller, Randy, U.S. Possessions Corporations, 1995, *Statistics of Income Bulletin*, Summer 1999. Nutter, Salah E., Controlled Foreign Corporations, 1996, *Statistics of Income Bulletin*, Spring 2000.
- Nutter, Sarah E., U.S. Possessions Corporations, 1993, Statistics of Income Bulletin, Fall 1997.
- Sierra, Ralph J. Jr., Puerto Rico and the Anti-Inversion Challenge, *International Tax Journal*, Vol. 29, Summer 2003.
- U.S. Department of Commerce, Puerto Rico; 1997 Economic Census of Outlying Areas, Manufacturing, March, 2000.
- U.S. GAO, Welfare and Taxes: Extending Benefits and Taxes to Puerto Rico, Virgin Islands, Guam, and American Samoa, September 1987, GAO/HRD-87-60.
- Do, Pharmaceutical Industry: Tax Benefits of Operating in Puerto Rico, May 1992, GAO/GGD-92-72BR.
- Do, Tax Policy, Puerto Rican Economic Trends, May, 1997.
- U.S. Tax Court, Bausch & Lomb, Inc. v. Commissioner, 92TC525(1989), Docket No. 3394-86.
- U.S. Tax Court, Eli Lilly & Co. v. Commissioner, 84T.C. 996, 1985, 上訴審7th Cir., Nov. 12, 1986.
- U.S. Tax Court, *G.D.Searle Co. v. Commissioner of Internal Revenue*, T.C. Docket No. 12836-79, Field February 4, 1987.
- Ward, Nick, Corporate Foreign Tax Credit 1996; An Industry and Geographic Focus, *Statistics of Income Bulletin*, Summer 2000.

注

- 1) 1898年米西戦争の結果合衆国領となったプエルト・リコの居住者に対し1917年,合衆国議会は合衆国憲法に基づく市民権(国内法及び関税法上の内国民待遇)を付与したが(Jones Act of 1917),税法上は外国扱いのままであった。
- 2)『日本経済新聞』(2004年6月23日)は、低賃金と租税優遇措置をインセンティブとしてプエルト・リコへのバイオ、製薬、航空・宇宙産業などの先端科学産業の投資の急増を伝えている。05年だけでバイオ・製薬産業の研究・開発投資が15億ドル、現地雇用の増大も03年末までに3万人、以後3年間で8万人との予測を伝えている。また他の報道も薬品産業とその再編にとってプエルト・リコの税制がもつ特殊な役割を指摘している。Pharma Marketletter, December 20, 2004、Financial Times, January 27, 2005.なお、2004年産業地区指定法(National Enterprise Zone Act of 2004)では、属領法人規定の廃止に伴う一律逓減税率制度への移行が提案されており、本論はこうした動向の前提となる法制度と経済的実態の分析を課題としている。
- 3) プエルト・リコは通常「自治領」と称されているが、合衆国領となった後1952年に自治領となった。領有権の国際法上の位置は明確でないが、むしろカリブ海の島嶼に多い地球上に残された数少ない「植民地」であり、その意味では「内国扱いの外国」ともいいうる。ここでは、税法上の呼称としての「属領」を使用するが、むしろこの方が実態からは当を得た表現である。
- 4) IRSによって公表された属領法人に関する最新の統計が1995年度に関するものであるため,他の 統計もこれに近い数値を利用した。
- 5) 各種の製造業誘致優遇措置をもつアイルランドについては拙稿「多国籍企業の企業内技術貿易と R&D税制」、 拙他編『グルーバル戦略の新世紀パラダイム』晃洋書房、2004年、所収、拙稿 『国際移転価格ケース・スタディ : ボシュ・ロム社』立命館大学ビジネス・スクール、2003年(部

内資料)、参照のこと。また、実質的な「製造業タックス・ヘイプン」としてアジアの新工業化をはじめ一部途上国の輸出工業化をリードする先導的役割を果たした「輸出加工区」については拙著『アジアの新工業化と日本』(青木書店、1997年)が、カリブ海「金融タックス・ヘイプン」については拙著『多国籍企業と国際税制』(東洋経済新報社、1995年)が詳しく論じている。参照されたい。

- 6)国際的にもWTOなどでの議論を呼んだ輸出促進税制に関しては拙稿「合衆国輸出促進税制と FSC(外国貿易法人)・ETI(域外所得)控除制度」立命館大学『立命館経営学』第43巻第5号, 2005年1月,を参照されたい。
- 7)前掲拙著,1997年,拙著『開発と世界経済』ミネルヴァ書房,2000年参照。
- 8) http://www.puertoricowow.com/html/fedgovernment.asp. なお租税優遇措置とプエルト・リコ 経済の現状については次の文献が詳しい。USGAO, *Tax Policy, Puerto Rican Economic Trends*, May, 1997, U.S. Department of Commerce, *Puerto Rico; 1997 Economic Census of Outlying Areas, Manufacturing*, March, 2000.
- 9) H. Rept. 350, 67th Cong., 1st Sess. 1(1921), 1939-1 C.B. (Part 2) 168, 178.[84 T.C.996, 1110(1985)]。 なお,ソース・ルールに関する居住地主義と属地主義については拙稿前掲,2005年,及びその引用文献参照のこと。
- 10) この点については拙著前掲書,1995年,第3章参照のこと。
- 11) S. Rept. 94-983 (1976), 1976-3 C.B. (Vol.3) 315-316; 及びH. Rept. 94-658 (1975), 1976-3 C.B. (Vol.2) 945, 946-947.
- 12) 1982年法以前には,親会社は無体資産から研究・開発費を控除し,その無体資産を属領法人に移転して936条の属領税額控除を得ていた。コスト・シェアリング,利益分割についてはU.S. Department of Treasury, IRS, *Intercompany Transfer Pricing and Cost Sharing Regulation under Section 482*, 1988, (抄訳)日本租税研究協会『内国歳入法第482条に関する白書(移転価格の研究)の概要』日本租税研究協会,1988年,U.S. Department of Treasury, IRS, *Section 482 Cost Sharing Regulation*, 1995,藤枝純編著『米国移転価格ペナルティ最終規則・米国コスト・シェアリング最終規則』日本機械輸出組合,1997年, *Eli Lilly & Co. v. Commissioner*,84T. C.996,1985,上訴審7th Cir., Nov.12,1986, 拙著『国際移転価格 : イーライ・リリー社ケース』立命館ビジネス・スクール,2004年(部内資料),参照のこと。
- 13) ここでは紙幅の関係上詳しくは論じないが, 租税優遇措置と合衆国 5 属領におけるフリンジ・ベネフィットの関係については次の文献が詳しい。USGAO, Welfare and Taxes: Extending Benefits and Taxes to Puerto Rico, Virgin Islands, Guam, and American Samoa, September 1987, GAO/HRD-87-60.
- 14) Miller, Randy, U.S. Possessions Corporations, 1995, *SOI Bulletin*, Summer 1999, p.170.なお, 1996年6月30日以後はプエルト・リコとUSバージン諸島については適格受動的所得の特別控除制度は廃止された(*The Small Business Job Protection Act of 1996*)。
- 15) 加速度償却認められず,短期償却資産(3~5年)15パーセント,中期償却資産(7~10年)40 パーセント,長期資産65パーセントで算定される。
- 16)「カリブ海開発プログラム」とCBI諸国における936条投資優遇の関連については,次の文献が詳しい。Bernal, Richard L., and Stephen E. La,er, *Caribbean Basin Economic Development and The Section 936 Tax* Credir, The North-South AGENDA PAPERS, No.22, University of

Miami, December, 1996.

- 17)以下数値は,とくに断りのない限り上記文献による。Ibid.
- 18) 控除全額の計算には属領税額控除にさらに一部属領所得控除可能額を加え,属領政府に支払われた通行税(toll tax)等が差引かれるため,表の数値の加減のみからは算定できない。通行税は配当の親会社への償還に課せられるプエルト・リコ税で,これも一定の再投資比率を条件に軽減,免除される。
- 19) Section 30A法人は936法人の段階的廃止に伴うこれを補う移行規定で,現地での支払い賃金と投資の60パーセントについて税額控除を認めるものである。
- 20) http://www.puertoricowow.com/html/fedgovernment.asp.
- 21) G. D. Searle Co. v. Commissioner of Internal Revenue, T.C. Docket No. 12836-79, Field February 4, 1987, 拙著『移転価格ケース・スタディ : G.D.サール社』立命館大学ビジネス・スクール, 2005年(部内資料),参照。プエルト・リコでの活動に関連して子会社との移転価格が問題となった著名なケースに同じく前述のイー・ライ・リリー社ケースがあるが,同ケースではG.D.サール社ケースと異なりプエルト・リコの子会社が親会社に行った販売のアームス・レングス価格が問題となり,その判例がコスト・シェアリング規制の嚆矢となった。拙稿前掲『移転価格ケース・スタディ』参照。
- 22) US GAO, *Pharmaceutical Industry: Tax Benefits of Operating in Puerto Rico*, May 1992, GAO/GGD-92-72BR, pp.1-2.
- 23) Ibid.
- 24) この点については拙稿「多国籍企業の企業内技術取引とR&D税制」, 同前掲編著, 所収及び拙著『移転価格ケース・スタディ : ボシュ・ロム社ケース』立命館大学ビジネススクール, 2003年 (部内資料), Bausch & Lomb, Inc. v. Commissioner, 92TC525(1989), Docket No. 3394-86.,参照のこと。
- 25) グローバライゼーションの進展に伴う法人登記地の移転に関わるタックス・ヘイブンの役割とインバージョン取引については別稿を考慮中である。プエルト・リコとの関連については次の文献が論じている。Sierra, Ralph J. Jr., Puerto Rico and the Anti-Inversion Challenge, *International Tax Journal*, Vol. 29, Summer 2003.

Study on U.S. Tax System for Possession Corporations in Pharmaceutical Industry

The U.S. has special legal system to allow tax exemption or special tax credits for U.S. Possession Corporations, while the possessions should be treated as foreign countries only in tax law. IRC 361, 936 and 351 enable these corporations, especially in pharmaceutical industry, obtain to get better chances to use much tax benefits with big streams of transfer of intangible property into Puerto Rico. The G.D. Seal Case in tax court is a typical one with transfer of technology to Puerto Rico and the issue of non-recognition of income or loss. At the same time, these system for possession corporations itself as 'foreign countries in domestic' means one of exceptions from residential principal of the U.S. tax law or self-conflict, just as FSC and ETI exceptions for export-promoting tax system.

(NAKAMURA, Masahide 本学経営学部教授)